

土庄町島ぐらし体験支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、土庄町への移住・定住の促進を図ることを目的に、移住希望者が「島ぐらし体験」を行った際の宿泊費用に対し、土庄町島ぐらし体験支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 県外に居住し、町への移住を検討している者
- (2) 島ぐらし体験 移住希望者が町への移住のため、町内での生活体験、仕事や住まいなどの情報収集等を行うことを目的として、一時的に滞在することをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく許可又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出を行っている町内の宿泊施設をいう。
- (4) 同行者 原則として、移住希望者の島ぐらし体験に同行する同一世帯に属する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県外に居住する 18 歳以上の者及び同行者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例（平成 25 年土庄町条例第 12 号）第 3 条に規定する土庄町島ぐらし体験の家を除く町内の宿泊施設を利用する者
- (2) 交付申請前に町が参加する移住フェアや移住セミナーで移住に関する相談を行った者
- (3) 観光、転勤及び進学を理由とした活動でない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 2 条第 2 号に規定する活動を行うため、補助対象者が宿泊施設に宿泊した際の宿泊費及び往復船賃（ただし、旅客料金に限る。）とする。

2 補助対象経費の上限は、補助対象者数は 5 人までとし、宿泊日数は 7 泊までと

する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる各号の合計額とする。

(1) 補助対象経費となる宿泊費の合計額の2分の1の額と、6,000円に補助対象者の人数及び宿泊日数を乗じた額のどちらか低い額。

(2) 往復船賃の実費の額。ただし、6,000円に補助対象者の人数及び宿泊日数を乗じた額から前号の補助金額を除いた額を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、土庄町島ぐらし体験支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者の住所が確認できる書類の写し

(2) 補助対象経費の支払を証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、島ぐらし体験が終了した日から起算して30日以内又は島ぐらし体験が終了した日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、同一の補助対象者において、1会計年度につき1回までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の交付額を決定し、土庄町島ぐらし体験支援補助金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項に規定する処分を決定したときは、土庄町島ぐらし体験支援補助

金交付（全部・一部）取消決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による補助金の返還によって申請者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

土庄町島ぐらし体験支援補助金交付申請書兼請求書

土庄町島ぐらし体験支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、この申請書は、土庄町において交付決定した後は、請求書として取り扱うことに同意いたします。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

移住相談日	年 月 日	行事名	
事業期間	年 月 日 ~	年 月 日	
滞在施設名		出発港	港
補助申請額	円		

振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 農協・漁協		本店・支店・ 支所・出張所						
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他()	口座 番号							
口座名義人	(フリガナ)								

添付書類

- (1) 補助対象者（申請者及び同行者全員）の住所が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 第 号
月 月 日

様

土庄町長



土庄町島ぐらし体験支援補助金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で申請があった土庄町島ぐらし体験支援補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定しましたので、土庄町島ぐらし体験支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知いたします。

1. 交付決定額 _____ 円

2. 補助金振込予定日 _____ 年 月 日

※不交付の理由

第 号
年 月 日

様

土庄町長



土庄町島ぐらし体験支援補助金交付（全部・一部）取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土庄町島ぐらし体験支援補助金については、土庄町島ぐらし体験支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、当該補助金の（全部・一部）を取消したので通知します。

なお、既に交付した補助金については、同条第1項の規定により、以下の期日までに返還してください。

交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 理 由	
返 還 額	円
返 還 期 日	年 月 日まで

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に土庄町長に対して審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴えは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、土庄町を被告として提起することができます。なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。